

3 . 労災保険の民営化について

労災保険を現行の自賠責保険とほぼ同様のスキームで民営化した場合において貴省が考えられる問題点及びその理由等について具体的にお示しいただきたい。

(見解)

1 労災保険は、

被災労働者等の保護・救済を確実にするために刑事罰により担保されている事業主の労働基準法上の災害補償責任（同法第75～83条）を肩代わりするもの（同法第84条）である（一方、自賠責保険は、あくまでも民事上の責任を担保するものである（交通事故による刑事責任（警察署が関与）とは全くリンクしているものではない。）から、

すべての産業にわたり適用され、事業主すべてが費用を負担している社会保険として、その運営は国自らが行うこととしているものである。

2 このため、労災保険は強制保険として、その適用・徴収については、

未手続事業主に対して職権で保険関係を成立

保険料を滞納している事業主に対しては、滞納処分により保険料を徴収等、強い手段で担保されているところである。これらは権力的行政行為であり、国自ら執行すべき業務。

このような性格を有する労災保険を民営化することは困難であるとともに、別添のような問題点が考えられる。

労災保険の自賠責保険方式化に伴う問題点

自賠責保険の特徴として、

- ① 保険者
 - 民間の損害保険会社等
- ② 強制保険等
 - 契約の締結を強制
 - 保険会社に引受義務
- ③ 保険給付
 - 定型・定額化された支払基準に基づき支払額が決定
 - 法令による保険金限度額の設定
- ④ 保険料率の設定
 - ノーロス・ノープロフィットの原則の下に一定の料率が設定

などの点が考えられる。

これらを労災保険に当てはめた場合、以下のような問題点が生ずると考えられる。

問題点1 制度運営が非効率になるおそれが大

1 事業運営経費の増大

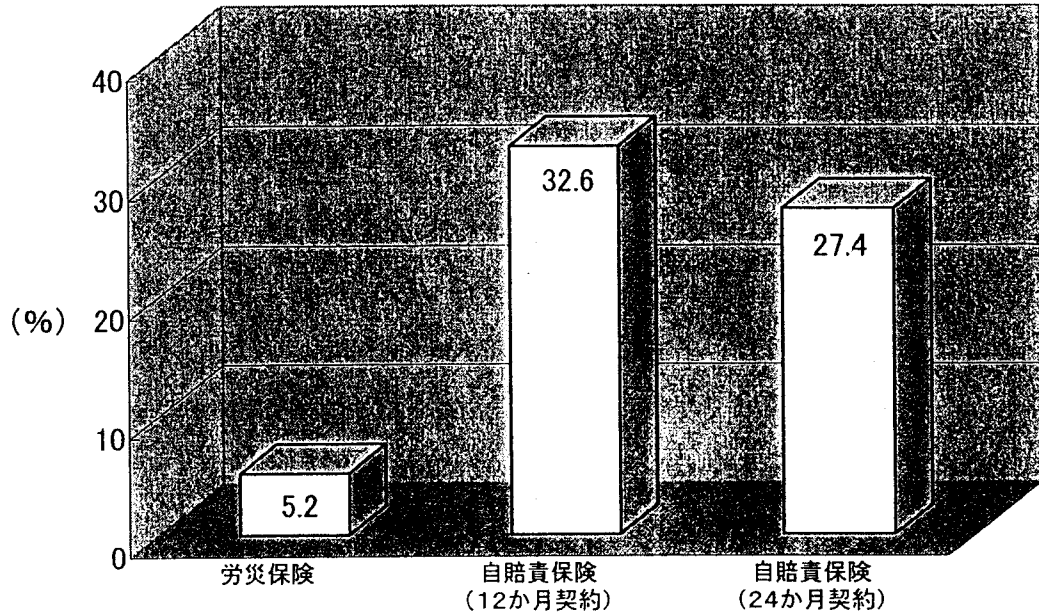
民間の損害保険会社を保険者として運営を行わせることとなれば、社費や代理店手数料といったコストが生じてくることが避けられないと考えられる。

現に、自賠責保険においては、保険料率の約3割（12か月契約の場合）が付加保険料（注）として徴収されている。

（注）付加保険料とは、損害の調査や契約の事務処理等に充てられる「社費」及び保険会社が保険契約の引き受け業務を行う代理店に対して支払う「代理店手数料」からなる。

〔収入に対する事業運営経費の割合〕

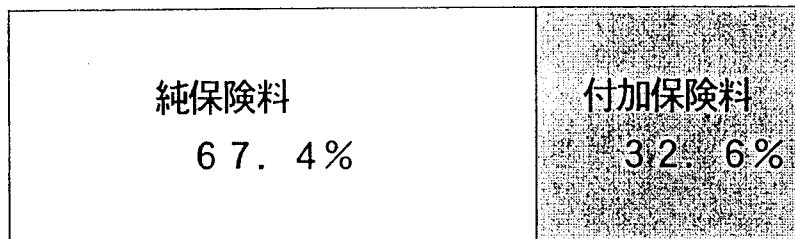
※ 算出方法が異なるため、単純な比較はできない。



(注1) 労災保険…平成13年度における当年度収入に対する業務取扱費等の割合。

業務取扱費等	}	業務取扱費 505 億円
754 億円		施設整備費 49 億円
		他勘定繰入 (保険料返還金以外) 200 億円
業務取扱費等の割合 =		= 5.16%
平成13年度収入		
1兆4,605 億円	}	保険料収入 1兆2,729 億円
		雑収入 1,862 億円
		一般会計より受入 13 億円

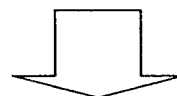
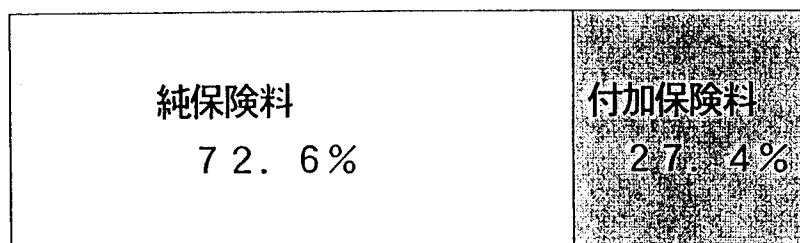
(注2) 自賠責保険…料率 (12か月契約) に対する付加保険料の割合 (平成14年4月時点)



社費 24.1% + 代理店手数料 8.5%

(「自賠責保険の解説 (平成14年版)」 (株) 日本保険新聞社)

(注3) 自賠責保険…料率(24か月契約)に対する付加保険料の割合(平成13年11月時点)



社費21.6%+代理店手数料5.8%

(第12回自賠責審議会懇談会・第2回金融審自賠責制度部会(平成13年11月)資料)

2 再保険又は共同プールといった仕組みが不可避

民間会社においては、事業運営破綻のリスクは不可避である。

このため、自賠責保険と異なり、労災は年金たる保険給付が存在することから、将来にわたって多額の支払い責任を確実に果たすために、各損害保険会社は責任準備金(積立金)を設け、一定額を積み立てておくことが必要である。また、事業運営破綻のリスク等に備え、再保険又は共同プールといった仕組みが不可避である。

(注) 多くの州で民間企業の参入がなされているアメリカにおいては、労災保険会社の破綻が報告されている。

※ カリフォルニア州保険局(Department of Insurance)によると、1995年以来、25を超える労災保険会社が破綻し、更正、清算手続等の中にあるとされている。

3 政府管掌保険・民間管掌保険は併存せざるを得ず、効率性が問題

民間企業において事業場を必ず保険適用させるための仕組みを講ずることには、多大なコストを要し困難(後掲 問題点2)であるので、未適用事業場の被災労働者については政府管掌保険において適用・徴収・給付を行わざるを得ず、結局、政府管掌保険と民間管掌保険が併存する必要がある。

このため、制度が併存することによる非効率性が避けられない。